



東海市固定資産税等に係る返還金の取扱い 見直しに伴う返還の実施について

東海市固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税に係る返還金の取扱いについて、民法との整合を図り市民にとって明解な算定基準とするため、一部見直しを行うこととしました。これに伴い、返還金における利息分返還金の金額が変わるため、公平性の観点から要綱の改正は令和2年（2020年）4月1日の適用とし、対象となる案件については差額の返還を実施するものです。

■経緯

今年度の返還金の事務手続きを進める中で、相手方からの問合せにより調査・検討した結果、返還金の取扱いについて見直すこととしたものです。

■見直し内容

返還金を算出する際の利息分返還金について、利率の根拠としている民法との整合を図ること、また、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の要綱の統合を行うこととなります。

■新要綱

別紙のとおり

■今後の対応

対象となる案件について、差額の返還を実施します。

対象者 18名 返還総額 2,145,090円（差額）

（※対象の方には、11月中に通知し、手続き完了後速やかにお支払いいたします。）

なお、返還金は課税誤りに起因し生じるものであり、市民の信頼を損なう結果となることは、大いに反省すべきと考えております。このようなことがないように課税事務を点検し、担当間の連携や多角的なチェックなど事務処理を徹底するとともに、職員の税務知識の研鑽と向上に努めて参ります。

問合せ	総務部税務課 担当：伊藤（いとう）平松（ひらまつ） 052-603-2211、0562-33-1111（内線110、117）
-----	--